

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）第6条	公民館の使用の許可の取消し等	生涯学習課 中央公民館 上田公民館 西部公民館 見前地区公民館 飯岡地区公民館 乙部地区公民館 中央公民館太田分館 好摩地区公民館 玉山地区公民館 藪川地区公民館 松園地区公民館

処分基準は、盛岡市公民館条例第6条に示したとおりとする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。